

「学校いじめ防止基本方針」

北海道札幌稲雲高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌稲雲高等学校

はじめに

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

1 いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（２）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている」との認識
- ・「いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（３）いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

（４）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（５）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（６）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断をする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、

確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ防止の指導体制・認知した際の組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) いじめを認知した際の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

3 いじめの未然防止（予防）

(1) 日常の教育活動の充実

- ・ いじめは人間として絶対に許されないとの意識をもった集団づくり
- ・ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・ 関係機関との連携による生徒の情報収集

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ ホームルーム活動、部活動等における望ましい人間関係の形成
- ・ 他者と共感し豊かな情操を培い、お互いを尊重する人格の形成

(3) 教育相談の充実

- ・ 面談の定期的な実施

(4) 人権教育の充実

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・ 教科「情報」における情報モラル教育の充実、啓発資料の配付

(6) 保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知と保護者等との連携強化
- ・ 学校公開の実施

(7) 研修会の充実

- ・ いじめの構造や様態等の基本的理解
- ・ 予防の手立てや対応力

4 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

生徒の言動等に留意し、保護者・教職員との連携のもとで生徒が発するサインを見逃さない体制をつくる。（別紙3、別紙4の活用）

(2) 相談体制の整備

- ・ 相談窓口の設置と周知

(3) 定期的調査の実施

- ・定期的なアンケートの実施

(4) 情報の共有

- ・生徒状況報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

5 いじめへの対応

生徒の状況把握いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対し、自分の問題と捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・誠意を持って対応する
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、保護者の立場になり丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・最善の手段で和解を急がず丁寧に対応する
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

- ・「教科情報」における情報モラル教育の充実

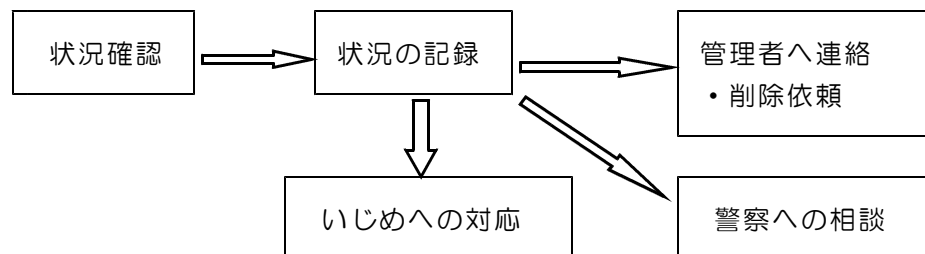
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(2) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図
- ・精神性の疾患を発症

- ・身体に重大な障害を負う
- ・高額の金品を奪い取られる

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が３０日程度以上（連続した欠席の場合は状況判断）

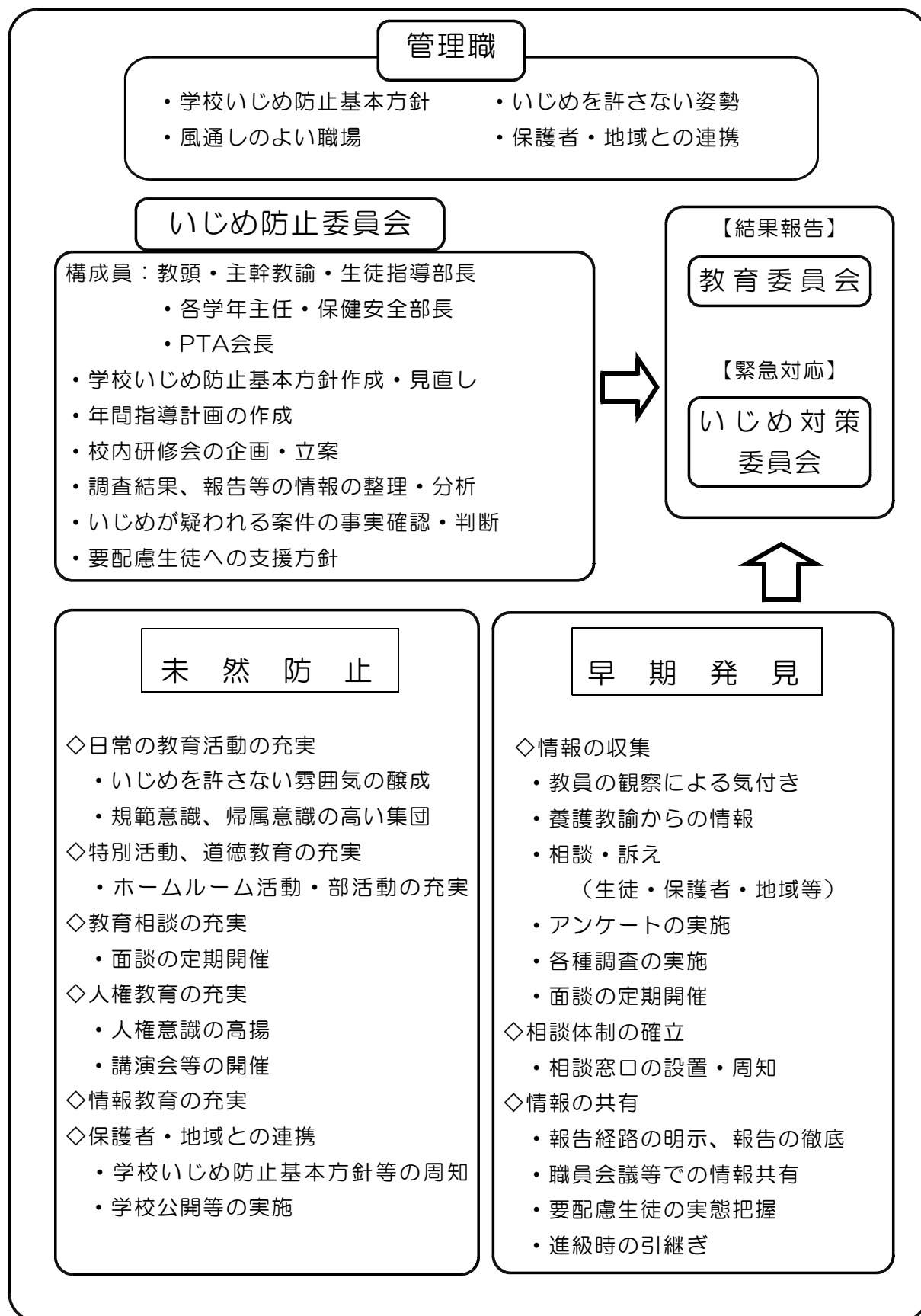
（２）重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

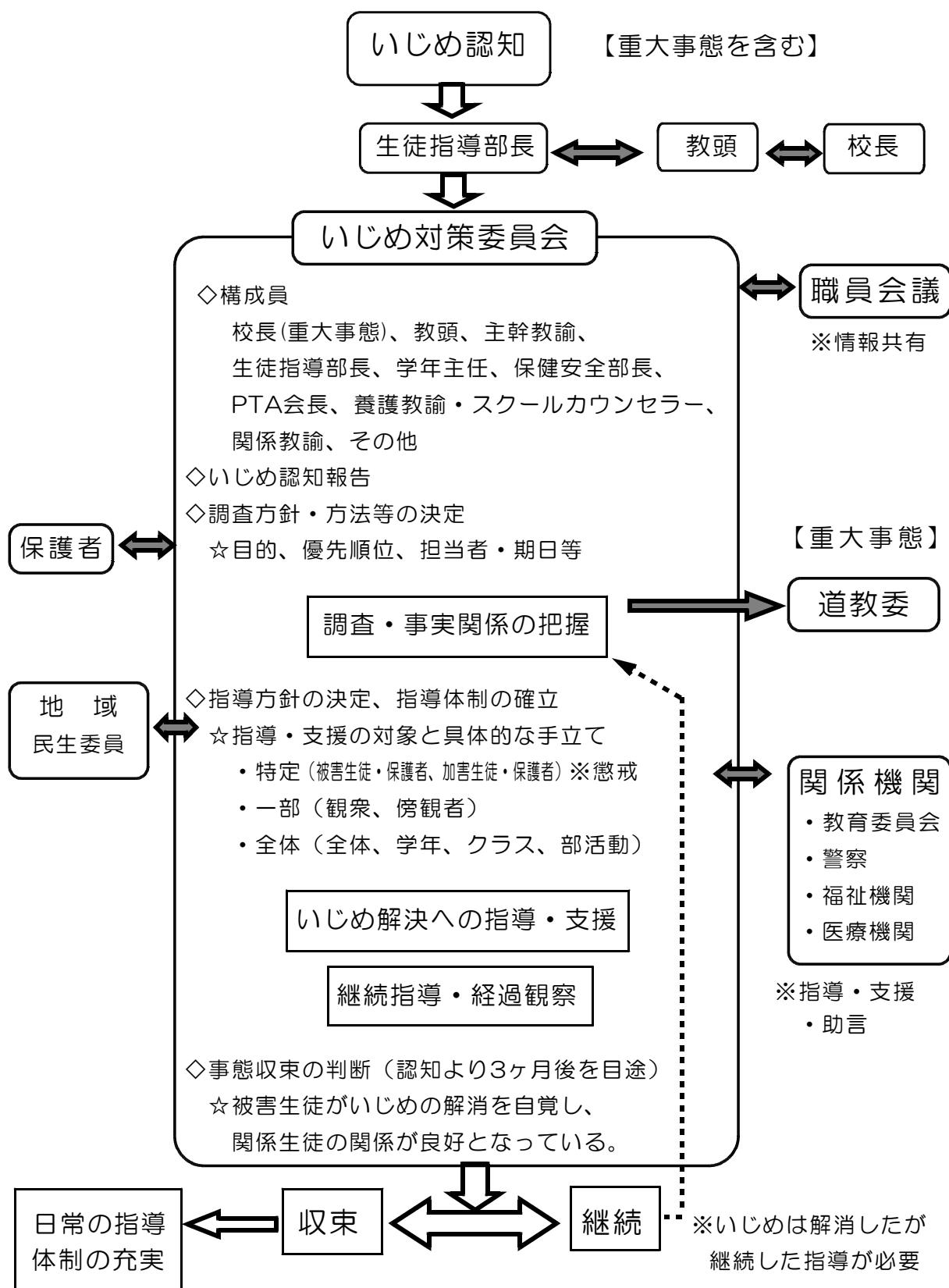
いじめ防止年間計画

月	活 動 内 容
4月	上旬：第1回いじめ防止委員会（委員委嘱・基本方針・年間計画確認） 中旬：全校集会で生徒向け説明（交通安全教室時） 下旬：保護者向け説明（PTA総会・学級懇談時）
5月	中旬：第1回いじめアンケート実施
6月	上旬：1・3年保護者説明会（前期中間考査時） 中旬：第2回いじめ防止委員会（第1回いじめアンケートの結果分析）
7～8月	＜夏季休業＞生徒心得（保護者向け）配布（生徒指導部）
9月	上旬：2年保護者説明会（前期期末考査時・見学旅行説明会時）
10月	中旬：第2回いじめアンケート実施
11月	中旬：第3回いじめ防止委員会（第2回いじめアンケートの結果分析）
12～1月	＜冬季休業＞生徒心得（保護者向け）配布（生徒指導部）
2月	上旬：第4回いじめ防止委員会（学校いじめ防止基本方針の点検・見直し）
3月	中旬：第5回いじめ防止委員会（評価と次年度の課題検討）
備考	※いじめ防止委員会は定例5回とするが、必要に応じて随時開催。 ※予防教育・啓発活動（全校・学年集会、研修会、指導資料の作成）。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然、特定の個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している ☐ 頻繁に職員室に来る
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる ☐ 頻繁に、個人名が出る

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁や持ち物、掲示物の氏名等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、携帯電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる